

令和3年5月17日

各社会福祉施設等設置者様

広島県健康福祉局長
〔〒730-8511 広島市中区基町10-52〕
地域福祉課

緊急事態宣言の発出に伴う協力要請及び感染防止対策の徹底について（依頼）

令和3年5月14日、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本県を対象区域に含む緊急事態宣言が発出されました。

本県では、県民の健康・命を守り、社会経済活動への影響を最小限にとどめるため、必要な緊急事態措置を講じるとともに、集中的な感染拡大防止対策として高齢者施設等の従事者に対する定期的なPCR検査の強化を行うなど、「緊急事態宣言の発出に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策」に取り組むこととしました。

については、施設の長におかれましては、職員及び利用者の体調管理を徹底するとともに、特に発熱・のどの痛み等の症状がある職員については出勤を見合わせて、早期受診を勧奨してください。

あわせて、貴施設等の職員及び家族に対して、次に掲げる感染防止対策等を周知・徹底するようお願いいたします。

○集中対策期間 令和3年5月8日（土）から6月1日（火）までの25日間

○対策エリア 県内全域

○内 容 （※下線部が追加項目）

1 外出の削減

- ・日常生活上必要な買い物等を含めて外出機会と時間を合わせて半分に削減。特に20時以降の外出は更に削減。（医療機関への通院、各種健診の受診、医薬品の購入、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩等までは制限しない。）必要な外出時は必ずマスクを着用した上で、混雑している場所や時間を避ける。やむを得ず外出する場合は2メートル以上距離をおく。

2 飲食店の利用と感染防止

- ・同居する家族以外での会食等は控える。休業要請・営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控える。
- ・会食等を行う場合は、アクリル板等の物理的対策が適切に導入されている「広島積極ガード店」、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を利用する。

3 他地域への移動の自粛

- ・県境を越える移動は、最大限自粛。（通勤・通学や医療機関の受診までは制限しない。）

4 職場への出勤等

- ・住民に対して20時以降の更なる外出削減を要請することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除いて、20時以降の勤務を抑制する。
- ・広島県の感染状況はステージⅣ相当にあることから、高齢者・障害者等の生活・経済活動の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、十分な感染防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ業務を継続すること。

5 職場内における感染防止対策の強化

6 誹謗中傷や差別の禁止

【社会福祉施設等に係る施設担当部署】

施設分野	施設分類（事業所等を含む。）	施設担当課及び担当グループ	連絡先
児童関係施設	子育て支援関係施設等	子供未来応援課 ネウボラ推進グループ	082-513-3175
	保育所・認定こども園等	安心保育推進課 保育グループ	082-513-3174
	児童養護施設等関係施設等	こども家庭課 児童グループ	082-513-3167
	母子・父子及び婦人関係施設等	こども家庭課 家庭グループ	082-513-3173
障害児者関係施設	障害者（児）関係施設等	障害者支援課 指導検査グループ	082-513-3158
	福祉ホーム等	障害者支援課 地域生活・発達障害グループ	082-513-3157
	点字図書館	障害者支援課 計画・県立施設グループ	082-513-3161
高齢者関係施設	老人福祉施設等	地域福祉課 老人福祉施設グループ	082-513-3199
	介護保険施設等	地域福祉課 介護保険事業者指導グループ	082-513-3208
その他施設	地域福祉センター等	地域福祉課 地域福祉グループ	082-513-3144
	保護施設等関係施設等	社会援護課 生活保護グループ	082-513-3148
	隣保館	わたしらしい生き方応援課 人権施策推進グループ	082-513-2734